

# 令和7年度 改正マンション 関係法に関する 説明会 ~円滑な管理・再生に向けて~

## 令和7年度 改正マンション関係法に関する説明会

**【開催要旨】** 昨年5月に公布された「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和7年法律第47号。以下「改正マンション関係法」という。)による措置内容、標準管理規約の改正内容等について、昨年10月から12月にかけて、全国47都道府県で説明会を開催しました。 今般、改正マンション関係法の施行が本年4月に迫っていることを踏まえ、国土交通省と法務省が連携して、区分所有者、管理組合、地方公共団体職員等の皆様を対象とした説明会を全国10都市で新たに開催します。 今回の説明会では、改正マンション関係法に基づく各種制度の円滑な運用を目的とした国土交通省と法務省による最新の取組状況等について、管理と再生の2部構成で詳しくご紹介します。

- 主な説明内容**
- ・区分所有法、被災区分所有法の改正内容について
  - ・マンション管理・再生法等の改正内容について
  - 管理：管理規約の見直しに当たっての重要ポイント
  - 再生：建替え等の円滑化に向けた新たな取組(面積基準見直し等)

**対象** 区分所有者、管理組合、マンション管理士、マンション管理業者、ディベロッパー、マンション政策に携わる地方公共団体職員 等

**開催期間** 令和8年2月10日(火)～3月7日(土) [10回開催]

**開催時間** 14:00～16:00

**URL** [https://koushuu-setsumeikai.mlit.go.jp/m/r7\\_kaisei-mansion](https://koushuu-setsumeikai.mlit.go.jp/m/r7_kaisei-mansion)

**TEL** TEL : 0120-771-266

**開催場所・日程** 下記を参照ください。 **参加費用** 無料

**申込期限** web:開催日前日18時まで 説明会の参加は事前申し込みが必要です。各会場先着順となります。  
※ライブ配信の申込期限は2026年2月4日(水)18:00までです。

エリア	市区町村	開催日	申込定員数	会場
北海道	札幌	3月 3日(火)	260	ACU SAPPORO
東北	仙台	3月 7日(土)	160	ハーネル仙台
首都圏	港区	2月10日(火)	460	ビジョンセンター東京虎ノ門(※ライブ配信あり)
中部	新潟	2月26日(木)	180	朱鷺メッセ(新潟コンベンションセンター)
	名古屋	2月24日(火)	340	名古屋サンスカイルーム
近畿	大阪	2月12日(木)	540	グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)
中国	広島	2月28日(土)	170	広島県JAビル
四国	高松	2月18日(水)	90	高松商工会議所
九州・沖縄	福岡	2月21日(土)	250	福岡国際会議場(福岡コンベンションセンター)
	那覇	2月16日(月)	90	沖縄県市町村自治会館

### お問合せ・お申込みはこちらから

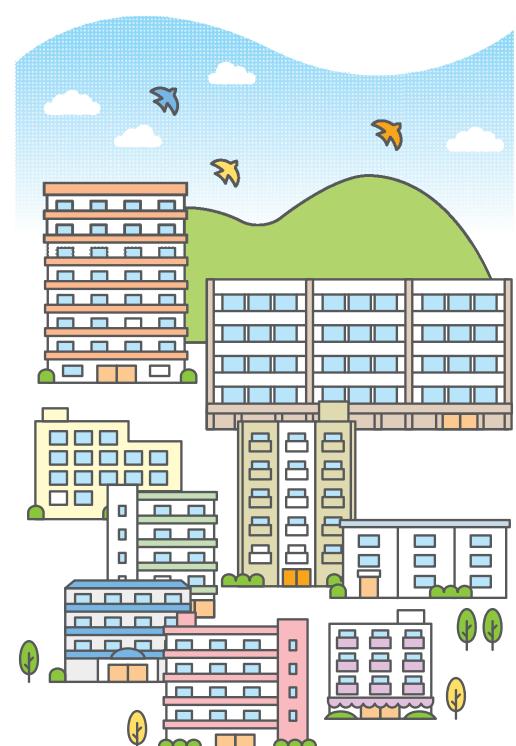
改正マンション関係法に関する説明会／マンション管理の講習会 受付窓口

●受付時間 9:00～18:00(土・日・祝除く)

※開催日当日は受付しております。

**TEL : 0120-771-266**

[https://koushuu-setsumeikai.mlit.go.jp/m/r7\\_kaisei-mansion](https://koushuu-setsumeikai.mlit.go.jp/m/r7_kaisei-mansion)



国土交通省